

厚生経済常任委員会会議録

令和7年6年23日（月）

令和7年6年23日（月）午前10時から厚生経済常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長 中村 勝彦 副委員長 矢崎 友規
委 員 日向 正 岡部 紀久雄 小林 真理子
小野 公秀 佐藤 浩美 萩原 哲也

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 広瀬 明弘

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長 丹澤 英樹 総務課長 志村 裕樹
財政課長 田口 俊 環境課長 土屋 典子
介護支援課長 古屋 勇司 子育て支援課長 矢口 成彦
観光商工課長 林 正樹 農林振興課長 有賀 博
建設課長 野田 一寿 上下水道課長 杣野 栄
ぶどうの丘支配人 坂本 豊

政策秘書課 廣瀬 亮 総務課 樋口 透 高石 宏満
環境課 森 一幸 介護支援課 村松 奈々 雨宮 久美子
子育て支援課 雨宮 明日香 観光商工課 土屋 和生
農林振興課 岩波 一貴 建設課 田村 俊彦
上下水道課 岡 紀仁 桑原 久雄
ぶどうの丘 山下 政仁

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

書記 広瀬 拓也 星野 楓

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第37号 甲州市交流保養センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第38号 甲州市やまと天目山温泉資源活用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第40号 甲州市ぶどうの丘事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第41号 甲州市勝沼ぶどうの丘施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第44号 字の区域の変更について

請願第 1号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを行ふに求める意見書提出に関する請願

[開会 午前10時00分]

- 委員長(中村勝彦君) 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。
ただいまの出席委員8人、定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会いたします。
-

議長挨拶

- 委員長(中村勝彦君) 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
 - 議長(廣瀬明弘君) 皆さん、おはようございます。
このところ、本当に暑い日が続いております。室内かもしれません、十分水分を取って熱中症対策をしていただきながら、審議をしっかりと重ねていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今日はご苦労さまです。
 - 委員長(中村勝彦君) ありがとうございました。
-

開 議

- 委員長(中村勝彦君) これから本日の会議を開きます。
本日の議題につきましては、6月6日の本会議において、当委員会に審査を付託された条例案4件、その他案件1件、請願1件の審査をお願いいたします。
なお、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後の最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第37号

- 委員長(中村勝彦君) まず、議案第37号 甲州市交流保養センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(中村勝彦君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) お願いします。

まず、近隣と比べたとか、そういうお話もあったのですけれども、そもそもこの指定管理者が経営していく上で、赤字でもうとても上げないと本当に困るとか、理由をもう少し明確にお示ししていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

- 観光商工課長(林 正樹君) お答えをさせていただきます。

大菩薩の湯につきましては、当然オープンのときから設置管理条例がございまして、そちらに設置目的がうたわれてございます。当初、農村地域の交流を促進するであるとか、温泉資源を利用して市民の健康と福祉の増進を図るとか、観光資源として利用していくといったことがうたわれております。その目的等はもちろん変わってございませんので、その目的を十分考えた中で、この大菩薩の湯の運営についてどういったものがいいかということを考えさせていただきました。当然この施設につきましては、指定管理料も支払い、毎年修繕費等もかかってございます。そういったことも総合的に判断をさせていただきまして、指定管理事業者からの意見ももちろん聴取はしておりますけれども、今後健全に運営していくためには受益者負担の適正化を図るべきだということになりました、その受益者の負担がどれぐらいがいいかということをよく検討させていただきまして、その検討の中では当然近隣市の同等な施設も参考にさせていただいたという中で、今回の料金改定に至ったところでございます。

以上でございます。

- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) 受益者負担ということですけれども、先ほど課長がおっしゃられたように、設置の目的が市民の健康と福祉の増進を図るという、これが最初の第1条にあるわけですよね、

設置管理条例の。そこに鑑みて、受益者負担ということをどのぐらいの重きを置くかということが課題ではないかなというふうには思います。

もしも、私も最初はこれを一瞬見たときに1人1日520円が500円になるのは別に問題ないのではないかと思ったけれども、よく考えたら3時間以内ということは、大体の人が3時間以内ですね。地域の方々はね。地域の方々は3時間以内1回お風呂へ入って、少し休んで帰られるという方がほとんどだと思うのですけれども、そういう地域の方が310円から500円になるということで、これを見ると結構な率とすると高い率に、上げ幅が大きいと思うのですけれども、これによつてどれくらいの収入増があるのか大体の試算というようなものはないですか。

- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

料金改定した後のシミュレーションにつきましてですけれども、第一に、先ほど最初に3時間以内の方が大体ですよねというお話をしたけれども、大菩薩の湯につきましては令和5年度で99.0%、令和6年度実績で99.3%の方が3時間以内の入浴となってございます。その中で令和5年度と6年度の利用者数からですけれども、利用者数が令和5年度の数字をそのまま当てはめまして、料金改定後の利用者数が変わらないということにしますと、大菩薩の湯につきましては約560万円の增收が見込まれます。さらに令和6年度については利用者数が伸びておりますので、そのまま当てはめさせていただきますと約690万円ほどの增收が見込まれるところでございます。

ただ、料金を上げますと、その分利用者が減るということは想定されますので、その辺につきましても検討のほうはさせていただいてございます。一般的に商品やサービスの価格を上げたときに、需要や供給がどれだけ変化するかというのを価格弾力性と申しますけれども、そういうものを考慮しまして、また利用者の価格感度が変わることによって、これは高いから遠慮しようとか、そういうのは大丈夫だとか、そういうものもこの社会情勢等々、例えば今ですと米の値段も上がりつたりしております。そういうものとかを総合的に判断される経過がございますので、その価格弾力性と価格感度を入れますと若干利用者数が減るのではないかということも想定はしてございます。それがどれぐらい減るのかというのが非常に想定の範囲を超ませんので、難しいところではございますけれども、例えば最大で見込みますと、市内の方が例えれば今の入り込み数のマイナス20%で、市外の方がマイナス5%と、これは想定をさせていただきますと、それぞれ增收分は約360万円ぐらいになるということを想定してございます。

以上でございます。

- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。
- 委員(佐藤浩美君) そうだと思います。先ほどはほかの近隣のというふうにおっしゃったのですけれども、例えば天目山温泉ですとか、ぶどうの丘の市内の料金設定より500円にすると高くなるというふうに思われますけれども、そういう認識で間違いないですか。
- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

近隣の市ですので、今回参考とさせていただきましたのは、山梨市の公営の温泉で、花かけの湯と鼓川温泉でございます。実際、現地も確認をスタッフはさせていただきまして、中を見せていただいた中で、同等の施設というふうに判断をさせていただいております。

以上でございます。
- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。
- 委員(佐藤浩美君) 平成10年の開館から見直しを行っていないということなので、値上げをするということも一つの選択かなというふうにも思うのですけれども、ただ、市民の立場からすると、310円だったのがいきなり500円になるという、その値上げ幅の6.6割増しがらいになりますよね。水道料金13%の値上げといってあれだったのですけれども、6割増しの使用料が市民にとってはかなりのいきなり値上げかという、本当にそういう印象になると思うのですよ。

例えばこれが400円だったら、昨今のこの物価高だし、ずっと1回も値上げしていないのだったらやむを得ないかなというような、高くなるのは嫌だけれども、やむを得ないかというふうな思いを持たれる方も多いかもしれませんかなというふうに思うのですけれども、市内の方は、特にハードに利用されている方は特にそのように思われるのではないかというふうに思うのですけれども、この400円という設定はお考えにならなかつたのですか、
- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

料金改定につきましては、様々なもちろんシミュレーションはしてきた経過がございます。花かけの湯と同金額にしておりますけれども、いきなりただそれだけで決めたわけではありませんございません。あくまでも今まで見直してきておりませんでしたという現状もありますけれども、やはり受益者負担を適当な額にしていくことによって、例えばそれ以外の公的な負担につきましては、本指定管理料等につきましては、市民全体の税金を投入したわけですから、やはりお湯を楽しんでいただいている方からまずは適正に負担していただこうという考え方のもとで考えたところの料金設定でございます。

- 委員長(中村勝彦君) ほかにございますか。
- 小林委員。
- 委員(小林真理子君) 4月から370円に上げたと思うのですが、先ほど課長の答弁の中で、令和6年度は利用者数が伸びているというお答えがあったのですが、370円に上げたものの利用者は伸びたということですか。
- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。
- 料金は条例の範囲内で改定させていただいたのがこの4月からになりますので、令和5年、6年は料金の改定はございません。今年の4月からでございますので、まだ結果は出てございません。
- 委員長(中村勝彦君) 小林委員。
- 委員(小林真理子君) そうすると、月1回モニタリングをしていると思うので、令和7年のその改定後の状況というのは伺ったりしているのですか。
- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。
- 4月、5月しか出てございませんけれども、入場者数に大きな変動はございません。また、指定管理事業者のモニタリングの中で、使用料が上がったことに対して、特にリピーターの方、常連客の方の評判はどうですかというところですけれども、今のところ、ご理解、ご納得をいただいているというような話は受けております。
- 委員長(中村勝彦君) 小林委員。
- 委員(小林真理子君) その今年の4月からの料金改定の際に、回数券を前に買われた人に対しては差額を払ってもらうというようなことをお答えいただいたことがあって、今回の条例改正でも、改正前に買った回数券というのはどういうふうに取扱いを考えていくのですか。
- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。
- 回数券の購入分の取扱いについてということだと思いますけれども、購入された回数券につきましては、有効期限がたしか2年間とうたってあるようでございますので、今お持ちのものはなるべく年度内でご使用いただくようにご案内もするところでございますが、次年度以降の利用につきましては、指定管理者との協議によって、その差額の徴収の有無を含めて対応は考えてまいります。
- 委員長(中村勝彦君) 小林委員。

○ 委員(小林真理子君) 分かりました。その370円に上げるときにも、ちょっと回数券の使い方にについては何とも納得できなかったところがあって、今回条例も読んでみると、その回数券も使用料の中でうたってあるところで、そのときの金額で買ったのに、その後差額を払うというのは、この条例から読み取るには私はちょっと違うのではないかと思うので、やはりその取扱いについてはもう少し慎重に考えたほうが、差額を払ってもらうというのはちょっとどうかなと。駆け込み需要で回数券をたくさん買っていただくとかでも私はいいと思うので、そういうのはもう少し慎重に考えたほうがいいかなと思います。

それと、あとやはり99%の人が3時間以内利用という現状を踏まえると、ほとんどの方が影響を受けることになるので、やはりどうかなと、私はちょっと上げ過ぎではないかなというところはあるのですが、これで、かといって赤字がなくなるかというと、そうでもないようなので、決算のときにも大分ご指摘をさせていただいたのですが、指定管理者の指定管理料の使い方というところももう少し見直すべきではなかったのかなと思いますが、そこら辺はどういうふうになっていますか。

○ 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

今ご指摘をさせていただいたその指定管理料につきましても、その中身の使い方及び金額ですね。俗に赤字分が増えると、それをどうしても指定管理料で賄おうとしますけれども、そうすると、幾らでも金額を投入しなければならないというような状況になってまいりますので、その指定管理料を抑える意味でも、指定管理料の金額、その使い方を検討するのと同じくして、その使用料についても今回同時に見直しをさせていただいたということでございますので、指定管理料の金額及びその使い方につきましても、よく検討した上で指定管理事業者と協議をしてまいります。

○ 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

○ 委員(佐藤浩美君) やはりその370円から500円ということが山梨市と比べたというふうにおっしゃいましたけれども、天目山温泉は今度上げて400円にすると。どこが違うのか。指定管理であるということと、先ほど受益者負担というふうにおっしゃいましたけれども、私は受益者負担というよりも、やはり市民福祉の向上ということの目的で温泉施設をつくったという経過からするとあれかなと思うのですけれども、それにしても天目山温泉となぜこのような差があるのかをお聞かせください。

○ 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

天目山温泉はその後の議案第38号に出てまいりますけれども、そことも差をつけてございます

けれども、それは各施設ごとで検討もさせていただいて、同じ公営の温泉だからといって全て同じということではなくて、その施設自体も当然オープン年度も4年以上違います。施設の広さ、駐車場の設備等も違います。また、中につきましても、実際温泉の中を見ていただいて御存じだと思いますけれども、例えば大菩薩の湯にはサウナ施設があるとか、天目山温泉はないとか、そういった違いもございますので、その辺も判断させていただいて、全く同じではなくて、結果的には100円の差をつけさせていただいたというところでございます。

- 委員長(中村勝彦君) 小林委員。
- 委員(小林真理子君) 鼓川温泉もたしか同じ500円になっていると思うので、花かげの湯も500円で、花かげの湯はサウナがあって、鼓川温泉はサウナがあったかな、ないかな。でも、私は山梨市のように、やはり上げるなら一律同じように上げるというほうが分かりやすく、公平ではないかなとは思うので、今回この差があるというのはちょっと何とも違和感を覚えざるを得ない感じがします。意見です。すみません。
- 委員長(中村勝彦君) ほかにございますか。
- 日向委員。
 - 委員(日向 正君) 先ほどの回数券で購入しておいたものの、来年の4月以降の取り扱いは協議していくというふうなお話があったのですが、それは本当に慎重にやったほうがいいと思います。民間ではそうはやっていませんので。例えばやぶさ温泉でも、前に買ったものはその値段でその回数券で入れます。だから、大菩薩の湯で何か差額を徴収すると言ったらすごい違和感があるので。だから、よく検討というか、慎重にやったほうがいいと思います。
 - それで、やはり今の指定管理料を上げないようにというか、費用を増やさないように料金改定の要素もあるというお話ですが、私の見る範囲では、経費節減はかなりできますよ。正直言って、行政の担当の方がそれを切り込んでいくのは大変難しいことだろうと思いますが、それこそ副業プロ人材ではありませんが、その道のプロに力を借りて、温泉経営における経費の削減、別に誰も損するわけではないですから、工夫をすればいいだけの話なので、ここは相当ぶどうの丘で副業プロ人材を使うぐらいのレベルだったら、一番先に大菩薩の湯に使ったほうがいいなというぐらいの感覚を持っていますので、そこはプロにアドバイスをいただいて、経費の節減。
 - だから、もしこの値上げが今まで利益を上げなくてはならないということしていくとなると、両方の側面があるわけで、やはり経費がかからないような工夫というのは相当余図がありそうな感じがするので、ぜひその辺も併せて、こういう条例が出てくると、何か受け入れざるを得ないのかなというような雰囲気にはなるのですが、ちょっと差額というか、上げ幅が多いような気がして

仕方がないと。まだやることはいっぱいあるのにという感覚になっているのですけれども、その辺についての見解はいかがですか。

- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

指定管理料、こちらも今年間1,000万円ちょっとお支払いしておりますけれども、その使い道でありますとか、あと、施設運営の中の経費削減等につきましては、毎月モニタリングも行っておりましすし、その中でいろいろ指摘もさせていただく中で、できるだけのことはしてきておりますし、今後も同じように創意工夫はしていきたいというふうに考えてございます。

また、お客様からの声等も直接課のほうへ届くこともございますので、そういったものにつきましても、担当の職員が施設へ出向いて即座に対応等もさせていただいておりますので、できるだけの営業努力といいますか、経営努力のほうはさせていただきたいと思います。

また、繰り返しになりますが、回数券の取扱いつきましては、指定管理事業者との協議をさせていただくというふうに先ほどお答えさせていただいておりますので、その辺も慎重に協議をさせていただきたいと思います。

- 委員長(中村勝彦君) 日向委員。
- 委員(日向 正君) そういう考え方でぜひ前向きに進んでいただきたいと思います。

ただ、正直言って民間がやっている営業技術というのは、時々岡部委員から指摘がありますけれども、かなり見えないところで努力を重ねておられます。私のように何かお風呂の経営はしたことないのだけれども、例えば大菩薩の湯ができた当時の利用者数、それと現状の数字を見ると、お風呂の広さというのは半分でいいのではないかなどというような感じもするぐらいです。もしお風呂の大浴場が、時々私も行くのですけれども、広いなど。あんな広いところに3人しかいないというのはというふうな感覚、これは感覚の話ですけれども、あのお風呂の浴場の広さを半分にしても、何かそう不便を感じないのではないかなどというような感じがするときもあります。

だから、半分になればそれこそ水道料というか、水道料はないのかもしれないけれども、経費の削減というのはかなりまとまったお金で削減できるので、そんな素人的な発想ではなかなか事は進まないとは思いますけれども、ぜひその道のプロにいろいろ聞いてみて、どうやったらいいのかということをアドバイスいただくのがいいのではないかなどというふうに思いますけれども、ここでこの金額に賛成していいやら、悪いやらというのはちょっと両方の板挟みみたいな、やることがあるのに、何でこれだけ値上げしてしまうのというふうな感覚というのはどうしても根強くありますので、採決まで考えます。

- 委員長(中村勝彦君)　岡部委員。
- 委員(岡部紀久雄君)　私も同じようななりわいをやっているわけですが、皆さんの意見、本当にごもっともな意見でということで受け止めております。本当に今、日向委員が言ったように、上げ幅がちょっと高いということですが、これには経営者からしたらいろいろ理由があって、あそこは加温をしているとか、人も使っているとか、そういう形の中で上がっている、これはやむを得ないと思います。

そこで、我々もそうだけれども、やはりお客様の、お風呂へ入る人の立場ということになると、例えば150円上がっても、中の例えれば脱衣所とかお風呂場の浴槽とかシャワーとか、そういったものが新しいものになったとか、そういう形であれば目に見えて、ああ、これは待遇をよくしてくれて上がったのだというような形になるのですが、今までの話だと、ただ料金だけは上がっているということで、同じ形でやり替えるのですよね。そうすると、入る人は150円というのを本当に高く上がったなど、これは誰しもが思うと思います。

それで、私が2年ぐらい前に、大菩薩の湯の不評を聞いたのは、お風呂へ入ってもガラスが膜で、磨いても汚くて駄目だということを聞いていたのですよね。そして、私もそれから1年ぐらいたつて、こここの厚生経済常任委員会のときに言った、確かにお風呂は温泉のお湯の成分や何かで、普通の家のガラスと違って、もう本当に膜がついてしまって、水をかければその瞬間は落ちるけれども、あと曇ってしまう、だから、そういった形の中でそういうお金を使って、そういうところを整備するというのであれば私はいいと思うのだけれども、何かお客様に上げた分だけの、たとえ10円でも20円でもいいから、その付加が付くような形で何か私は考えてやる必要が、これだけの値段を上げるということは、ただ上がりました、灯油が高くなりましたが、人件費が高くなりましたということではなくて、こういうことにサービスをやってくれたから高くなるのだなというような形のその気持ちを持たせることが非常に大切だと思いますので、その辺はまた今後検討して対応していただきたいなと思います。

もともとあそこは福利厚生の湯で、市民の福利という形の中でやり始めた温泉ですね。それがたまたま登山者とか観光バスで来て、非常に大勢の人が確かに来ました。そういう形の中で来たのだけれども、そういうときは市民の方はそんなに利用しなかったのですよね。人が大勢来ていたから、芋を洗うような温泉施設だからというような形の中で、いろいろなところへ来たり、塩山温泉も来ていたりしたけれども、今はただ単に本当に市民の常連のリピートの方をやっているとか、いや、たまに山へ登った人が来てやっているけれども、そういうふうなことを考えると、やはりリピーターといつても地元の人を大事にしていただいて、福利厚生で入るような施設、待遇、こう

といった形の中で使っていただければ、私は高いけれども、本当に上げ幅高いよ。一度に来るのはね。だけれど、そういうもので対応していただくことではないかなと思う。全て上がった分を人件費だ何だということではなくて、ちょっとした形の中でサービスをよくするとか、愛想をよくするとか、そういう面にも使ったり、そういうことも必要だと思いますので、ぜひその辺を検討してみてください。

- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

- 観光商工課長(林 正樹君) お答えをさせていただきます。

使用料を今度上げる、上げないは別としまして、今現在も利用者の方に満足していただくように、納得していただくように営業を続けておりますので、その辺は市のほうから指定管理事業者のほうにも細かく指示もさせていただいて、来ていただいた方にご満足いただけるような、また来ていただけるような施設になるように努力をしてまいりますので、特に使用料が上がった際にはそういうお声もあるのかなというのを想定してございますので、その辺が満足いただけるような形で指導してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

- 委員長(中村勝彦君) 小野委員。

- 委員(小野公秀君) 今回の条例の改定はやむを得ないと思いますけれども、もう一つ工夫してもらいたいのは、この料金体制の中で、さっき岡部委員も言いましたけれども、交流保養センターという名目上、やはり福利厚生の関係の資金を使ってやっていると思うのですよね。その中で、特にこの甲州市は高齢者の人口が多いですから、全て中学生以上1人1回500円というのではなくて、せめて後期高齢者75歳以上の方は100円ぐらいサービスさせてもらってもいいのかなと思うし、また、ファミリー券というような、家族で行けば、例えば1人300円、そういう計算で、ファミリー券というのも中で工夫してやればどうかと思うし、あとは回数券もありますけれども、年間パスポートというか、そういう券もあって自由に行けるという券もあってもいいのかなという工夫がこの料金の中で必要かなと思っています。今回はこれでやむ不得ないですけれども、ちょっといろいろお客様を呼ぶにはどうしたらいいかという料金体制を考えたほうがもっと理想的ではないかと私は思いますけれども、以上です。

- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

今後、大菩薩の湯を営業していくに当たりまして、そういう料金体系と、今回は3時間券と1日券をなくして1回というふうにさせていただいておりますけれども、様々な料金体系のやり方があるとは思いますので、その辺もよく考慮させていただいて、設置目的であります住民福祉の向上

的な部分と観光資源としての利用という両立を目指して、その辺も今後もタイミングを見て検討させていただきたいと思います。

- 委員(小野公秀君) よろしくお願ひします。
- 委員長(中村勝彦君) 萩原委員。
- 委員(萩原哲也君) 一つ基本的な料金改定についてお聞きたいのですけれども、今回は料金を上げるという料金改定になるのですが、経済状況とかもろもろ、例えば今回の利用状況も踏まえて、料金改定を逆に下げるとか、戻すとかというような、そういう改定というのはできるのでしょうか。
- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

大菩薩の湯の使用料につきましても条例で決めてございますので、あまり柔軟性を持たせて、頻繁に条例改正というわけにはいきませんけれども、当然社会情勢等も見まして、そういう場合については、必ずしも料金改定イコール値上げとは限らないものというふうに認識しております。
- 委員長(中村勝彦君) 萩原委員。
- 委員(萩原哲也君) 承知しました。基本的には今言う条件等々によって下げるということもある得るということですね。分かりました。
- 委員長(中村勝彦君) ほかに発言はございますか。

小林委員。
- 委員(小林真理子君) 回数券の話とちょっとかかるところがあるのですが、大菩薩の湯が370円になってから、ポイントが貯まつたら1回入浴無料だったのが、1回入浴無料ではなくて、幾らか払って入浴するというふうに変わったのですけれども、この業務計画書で自主事業を見ると、これは令和5年の資料ですけれども、ポイントカード15回利用で1回全額分無料、全額割引と書いてあるのですが、いつから変わったのでしょうか。
- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

詳しいその資料を今、持っておりますので、覚えになりますけれども、料金を改定したのが4月からになりますので、この4月からというふうに今のところは推察をしております。
- 委員長(中村勝彦君) 小林委員。
- 委員(小林真理子君) 委員長、令和7年度の業務計画をもし頂けるようであれば、見たいです

が、お願いします。

- 委員長(中村勝彦君) 今年度の業務計画書はございますか。

休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時51分

- 委員長(中村勝彦君) 再開いたします。

先ほど甲州市交流保養センター令和7年度事業計画書の資料を皆さん、請求させていただきました。手元に届きましたので、課長より説明をお願いいたします。

林観光商工課長。

- 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

お手元に今年度の大菩薩の湯の事業計画書のほうをお配りさせていただきました。小林委員からご質問いただいた回数券と割引の部分につきましては、2ページのほうに記載がございます。こちらに回数券、市外在住者100円割引対象者の下に、その他割引のところがございますけれども、こちらのほうにポイントカード20回利用で1回分が150円という記載がございます。この部分が委員ご指摘の令和6年度までは無料だったと、令和7年度からは20回ポイントをためていただいても、無料ではなくて150円もらいますよという形が今年度からでございます。

- 委員(小林真理子君) 分かりました。

- 委員長(中村勝彦君) この資料について確認事項がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

- 委員長(中村勝彦君) では、なれば、ここで休憩いたします。

再開は追って連絡します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時30分

- 委員長(中村勝彦君) では、再開いたします。

先ほどの休憩中に委員間でも意見交換をしました。質問の中で回数券の扱いについてのご答弁も少し曖昧であったので、もう少し市の方向性を出してほしいというところが大半の意見であったかなと思いますので、その部分の確認をまずさせていただきたいと思います。

料金を見直すべきだということは委員会の中からも出た話であります。そのときには、もともと

300円というのが長年やってきて、それはほかの近隣と比べてもあまりにも差があるのではないか、しっかりと適正な金額を見直すべきではないかというところと、あと、他市と比べて入湯税も甲州市と山梨市でも違うところがある、こういったところも検討すべきではないか、いろいろな観点から料金に係る部分を全体的に見直す必要があるということで、この今厚生経済常任委員会でも意見、提言をした経過もございます。そういった中で、回数券についての話が、質問がちょっと中途半端だったので、そういった経過の中で料金改定もどのようなメンバーで、どういう経過で話されてきたのか、その中で回数券の扱いもどのような検討であって、そして今後どういう方針でいるのか、この部分をまずご答弁いただいて、次の質問に入りたいと思います。

林観光商工課長。

- 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

まず、今回のこの条例案につきまして、使用料の見直しにつきましては、昨年来協議をしておりまして、当然観光商工課の中で原案をつくり、その中で昨年11月に政策協議において市の中で全体的に協議をしてございます。そこで決定した内容につきましては、12月の庁議に諮り、報告をさせていただいて決定をした経過がございます。その中で、当然使用料を中心に総合的な様々な議論、協議をさせていただいて、今日に至ったというのが現状でございます。

- 委員長(中村勝彦君) 続けて回数券のほう。

- 観光商工課長(林 正樹君) 続きまして、回数券につきましては、昨年度から今年度につきましても、条例の範囲内で値上げとなってございまして、その部分については差額を頂いているというのが現状でございます。

ただ、今、委員さん方皆さんのご意見を伺いますと、それもいかがなものかというようなご意見もありましたし、そういうご意見が多いというふうに私も感じております。ですので、今年度から来年度へかけましても、その回数券の購入分の残った分の取扱いが出てまいりますので、その部分につきましては、委員さん方皆さんのご意見を重々確認した上で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員(小林真理子君) その前にやるべきことがあったという、指定管理料の使い方の赤字がちょっと膨らんってしまった令和5年度決算のときの指摘について、今どういうふうに取組が進んだのかというのは答えないのですか。

○ 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

本市といたしましては、事業管理者と毎月モニタリングもしております。その中の話で、様々指摘はさせていただいております。例えば人員配置でありますとかそういったこと、また、施設の中の衛生面を保つ話ですとかしておりまして、その中で今現在といいますか、令和になってからずっとですけれども、指定管理料を入れても事業者が負担している赤字分というものが発生してございます。その辺も縮減しておりませんので、当然事業者も赤字を背負うということは本意ではございませんので、その辺は鋭意見直しをかけておりますけれども、結果としてはまだ赤字状態であるというところでございます。

○ 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

○ 委員(小林真理子君) 意見ですが、先ほど回数券のは委員会でのこの意見を踏まえてというようなお話があったのですけれども、設置管理条例の経過措置のところを見ていると、同日前の施設の使用料、その他の行為に係る使用料、その他の料金の額については、なお従前の例によるというように書いてある。私はこれを読んで、だから、使用料として回数券を改定前に買った人はその差額を払っているという現状もこの条例に反するのではないかと今も思っています。370円になってからも。なので、だから、もう今これで走っている状態なので、先ほどは委員会の意見を踏まえてとおっしゃっていたけれども、私は条例から判断すると回数券に差額を頂くというのは条例に反すると思っています。意見です。

○ 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○ 委員長(中村勝彦君) 議案第37号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第37号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○ 委員長(中村勝彦君) ご異議がありますので、起立による採決を行います。

議案第37号について、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○ 委員長(中村勝彦君) ご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第37号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号

○ 委員長(中村勝彦君) 次に、議案第38号 甲州市やまと天目山温泉資源活用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

○ 委員長(中村勝彦君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林委員。

○ 委員(小林真理子君) こちらのやまと天目山温泉のほうの利用状況としては、3時間以内の方がどのくらいの割合なのかお願いします。

○ 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

やまと天目山温泉につきましては、令和5年度の実績で94.3%、令和6年度実績で93.2%となってございます。

○ 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

○ 委員(小林真理子君) 条例が違うので、こちらはこちらで聞いたほうがいいのかなと思うので、回数券の取扱いについては、大菩薩の湯のときと同じように取扱いを考えていく予定ですか。

○ 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えをさせていただきます。

先ほど大菩薩の湯で答弁をさせていただいた同じ内容でございます。

○ 委員長(中村勝彦君) 小林委員。

○ 委員(小林真理子君) 有効期限はやはり2年ですか。

○ 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

同じく2年でございます。

○ 委員長(中村勝彦君) 小林委員。

○ 委員(小林真理子君) やまと天目山温泉は塩山の方からも私も一緒にバスに乗って行ったこと

があって、路線バスで。そうすると、朝、市役所の前から乗って行って、40分くらいかかるのですね。それからお風呂に多分3時間ぎりぎりになるので、ちょうどバスでそれで帰ってきて、一緒に帰るというのをやったことがあったのですけれども、なので、これはちょっとやはり割安感と言うのでしょうかね。大菩薩の湯と違って、3時間ではなくて、もうちょっと長いられるようになるとか、そういう方も増えてくるので、私はこういう値上げはいいのではないかなと思います。大菩薩のほうの一方とちょっと違つて、今回市内の方が1日1人520円だったのが、今度1人1回400円ということになるので、そういう利用の仕方というのも今度考えられるのかなと思うので、私はこういうのは上げた代わりによくなるという何かがあるというのは、これでいいと思います。

- 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。
- 委員(岡部紀久雄君) ちょっといいですか。
- 委員長(中村勝彦君) 岡部委員。
- 委員(岡部紀久雄君) ちなみに回数券はやまと天目山温泉のほうは何人ぐらいが買って利用しているかな。子どもどのぐらいいるのかな。
- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

昨年度ですけれども、回数券3時間券を買われました大人が、市内が374、市外が162。子どもにつきましてはゼロでございます。

以上でございます。

- 委員長(中村勝彦君) 岡部委員。
- 委員(岡部紀久雄君) ありがとうございました。

意外と定期的にやまと天目山温泉のお風呂が好きで行っているという形で374人が市内ですね。結構温泉というのは人の好みによるけれども、入ってみて肌の感触とかいろいろあると思うのですが、これだけ来ているということは、いろいろほかにも宣伝もしてくれるし、やっていただけると思うので、できるだけこれも恐らく市民にとっては福利厚生というような形の中でやっていけると思いますので、また塩山のほうの方にも利用ができるように、またいろいろPRをしていただきたいなというふうに思っています。

- 委員長(中村勝彦君) ほかに。
佐藤委員。
- 委員(佐藤浩美君) 参考までにお聞かせいただきたいのですけれども、今、回数券の市内と市外が大体2.5倍ぐらいですかね、市内が。ですけれども、全体の利用の方の人数の市内、市外の

割合と言うのでしょうか、人数と言うのでしょうか、分かりますか。

○ 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

手元にある資料が令和5年度で恐縮でございますが、市内の割合が23.1%、市外が76.9%でございます。

○ 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

○ 委員(佐藤浩美君) ありがとうございます。

やまと天目山温泉は、登山をされる方もかなりご利用すると思いますし、平日でも駐車場に車が割合あるということで、県外からのお客さんとか、そういう方も多いかと思います。この値段だったら市外の方もたくさん来てくださるぐらいの値段ではないかなというふうに思いますけれども、またそういう観光という点でもさらにアピールをお願いできればと思います。

以上です。

○ 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

○ 委員(小林真理子君) この値上げで収支はどのくらい改善する見込みですか。

○ 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

まず利用者数が変わらないと想定しまして、令和5年度につきましては約260万円の増収、令和6年度につきましては280万円の増収となる見込みでございます。

先ほどの申しました価格弾力性でありますとか価格感度のほうも想定をさせていただきますと、やまと天目山温泉につきましては、市外につきましてはさほど影響がないのではないかと。市内につきましてはマイナス10%ほども最高で見込まれるのかなというのはございまして、そういうことを加味しますと、増収分は約200万円となることを想定はしております。

以上でございます。

○ 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○ 委員長(中村勝彦君) 議案第38号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(中村勝彦君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第40号

- 委員長(中村勝彦君) 次に、議案第40号 甲州市ぶどうの丘事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(中村勝彦君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林委員。

- 委員(小林真理子君) 値上げ幅が1,100円の理由と、あと10月1日からというのはなぜなのかお願いします。

- 委員長(中村勝彦君) 坂本勝沼ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人(坂本 豊君) 値上げ幅というか、3,300円の根拠につきましては、周辺の同等の施設等と比較をする中、また、全体で今回お願いをしておる値上げも含めて検討させていただいた結果、この金額が妥当というふうに判断をしておったところでございます。

もう1点、10月1日につきましては、こちら周知期間というところも含めまして、10月1日を設定させていただいたのですけれども、人気の高い収益が見込める期間には値上げをしていきたいというところもございまして、10月1日からの施行を想定をして提案をさせていただいたところでございます。

- 委員長(中村勝彦君) 小林委員。

- 委員(小林真理子君) 今現状でも10月1日以降の予約は可能ですか。

- 委員長(中村勝彦君) 坂本勝沼ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人(坂本 豊君) 半年前から予約を受け付けておりますので、12月までは現状でも予約をしていただいているところでございます。そちらにつきましては、こちらの議決をいたいたところで周知をさせていただきますので、現状予約をしていただいている方については、現行の料金での利用をしていただきたいというふうに考えておるところです。

- 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

- 委員長(中村勝彦君) 議案第40号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第40号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(中村勝彦君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第41号

- 委員長(中村勝彦君) 次に、議案第41号 甲州市勝沼ぶどうの丘施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(中村勝彦君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小野委員。

- 委員(小野公秀君) ただいま支配人のほうから説明ありましたけれども、宿泊料がイベントホールはかなり入りますけれども、年間の今までと比べてどのくらい増収になるか予想つきますか。
- 委員長(中村勝彦君) 坂本勝沼ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人(坂本 豊君) お答えいたします。

こちらについては、今回の条例改正ですと350万円ほどの増収を見込んでいるところでございます。

- 委員長(中村勝彦君) イベントホールだけですか、宿泊も全部ですか。
では、ここで12時になりましたので、休憩いたします。

再開を1時といたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

- 委員長(中村勝彦君) 再開いたします。
坂本勝沼ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人(坂本 豊君) 小野委員のご質問にお答えいたします。
先ほど今回の改正に伴う増収の見込みということですが、今回ご審議いただいている料金改定によって年間で昨年の実績で予測をしたところ、350万円の増収が見込まれるというふうに判断

をしております。

なお、イベントホールにつきましては、同じ計算で25万円ほどの増収を見込んでいるところでございます。

- 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員(小林真理子君) こちらもRVパークのときの一縁で、もう既に予約いただいている方は、予約時の料金ということですか、

- 委員長(中村勝彦君) 坂本勝沼ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人(坂本 豊君) お答えいたします。

先ほどのご理解いただいているとおりで、この審議をいただいた後、周知をいたしまして、7月1日以降の予約に対しては新料金を適用させていただくというふうに考えております。

- 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長(中村勝彦君) 議案第41号についての質疑を打ち切ります。

お詫びいたします。議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(中村勝彦君) ご異議がないので、さよう決しました。

議案第44号

- 委員長(中村勝彦君) 次に、議案第44号 字の区域の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(中村勝彦君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林委員。

- 委員(小林真理子君) いつからですか。

- 委員長(中村勝彦君) 有賀農林振興課長。

- 農林振興課長(有賀 博君) お答えいたします。

議決を受けた後に、登記の手続のほうには入りたいと思います。

○ 委員長(中村勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○ 委員長(中村勝彦君) 議案第44号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 委員長(中村勝彦君) ご異議がないので、さよう決しました。

請願第1号

○ 委員長(中村勝彦君) 次に、請願1件を議題といたします。

当局の皆様には一度退出をお願いいたします。

次に、請願第1号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを行ふことを国に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

この請願の取扱いについて発言がございますか。

(発言する者なし)

○ 委員長(中村勝彦君) 請願第1号についての発言を打ち切ります。

お諮りいたします。請願第1号については、採択すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 委員長(中村勝彦君) ご異議がないので、さよう決しました。

では、休憩いたします。

休憩 午後1時07分

再開 午後1時10分

○ 委員長(中村勝彦君) 再開いたします。

以上で当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

この後、その他の件に入ります。

これより質疑を行います。

通告いただいた順番、環境課から資料の順番で質問をしていただきたいと思います。

まず、環境課、空き家対策計画の策定の進捗状況等につきまして、佐藤委員よりお願ひいたします。

佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) これ二つ一緒、一つ、それぞれでいいですか。
- 委員長(中村勝彦君) 一つずつで。
- 委員(佐藤浩美君) お願いします。空き家対策のことで、私、前にも一般質問いたしましたけれども、今年度空家等対策計画というのを策定するということになっていると思いますけれども、どのぐらいまでその計画の策定が進んでいるかということを伺います。

- 委員長(中村勝彦君) 土屋環境課長。

- 環境課長(土屋典子君) では、佐藤委員の質問にお答えいたします。

人口減少や高齢化などに伴い、空き家は年々増加する中、多様な問題が深刻化されております。甲州市空家等対策計画は、それらに対応するため、平成29年3月に第1期を策定、令和3年3月に第2期計画を策定いたしました。本年度が第2期計画の最終年度であることから、第3期空家等対策計画の策定に向けて、ただいま作業を進めております。

進捗状況につきましては、8月に空き家の所有者等に対する意向調査、アンケートを行い、同月に庁内の空家等対策本部及び委員会にて計画の骨子案による協議や検討をしてまいります。計画の骨子案を基に、空家対策等審議会への諮問及び審議、計画素案に対するパブリックコメントの実施等により、令和8年3月に新たな計画として公表を行う予定であります。これまでの取組や意向調査結果等を踏まえまして、より効果的かつ実効性のある施策を盛り込む予定であります。

以上です。

- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) ありがとうございます。

8月に意向調査をするということで、昨年度かなり現地を確認して、空き家の状態がどうであるかということの調査をかなりしていただいたと思うのですけれども、今度は本格的にといいましょうか、意向調査をそれぞれにやって、そして、それを踏まえた上で計画をきちんと作っていくということでおろしいですか。

- 委員長(中村勝彦君) 土屋環境課長。

- 環境課長(土屋典子君) 佐藤浩美委員のおっしゃるとおりです。まずアンケート調査を行いまして、その結果を踏まえて、その内容を審査、審議した上で、計画の素案に当たりたいと思っています。

- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) そういうアンケートを基にということが大変大事だと思います。実態をきちんと捉えてやるということが大事だと思いますけれども、当然その空き家の持ち主とだけではなくて、例えばその地区の方とか、そういう地域住民、そういう方の意見を反映させるというような、そういう仕組みにはなっていますか。
- 委員長(中村勝彦君) 土屋環境課長。
- 環境課長(土屋典子君) お答えいたします。
- 空家等対策計画においては審議会を予定しております。その審議会のメンバーの中に10名ほど委員を委嘱しておりまして、構成する10名の委員は、区長さん、保健環境委員の会長さん、景観審議会の委員の会長さん、外郭団体から司法書士法人、土地家屋調査士、建築士、宅地建物取引業者、行政では日下部警察署、塩山消防署、県の住宅対策室であります。多様な分野の専門的知見や地域の事情を踏まえた意見を反映させるためのものです。計画策定には専門性が必要であり、また客觀性を基に中立的な視点の立場で現状分析や政策立案が可能となります。
- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。
- 委員(佐藤浩美君) ありがとうございます。
- この間、丸山議員の質問は、その後の政策のほうの関係のご質問でしたけれども、それをやるためにもやはりこの現状、今の空き家になる、あるいはそれを防ぐ、そういうものが大事だと思いますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。
- 続けていいですか。
- 委員長(中村勝彦君) はい。
- 委員(佐藤浩美君) 続けて、その次に書いてある質問ですけれども、空き家の状態になると、もちろん家の建物ですか、そういうものが例えれば草ぼうぼうになると、そういうふうなこと、外見的にもいろんな困ったことが生じたりする。それだけではなくて、いろいろな、持ち主が例えば亡くなられた、その後のいろいろ契約してきたものですね、水道料とかそういう公共料金の支払いみたいなものが滞っていくと思うのですけれども、そういうものに対する目配りですか、そういうものはその時点でどのように対策を立てられているのか伺いたいと思います。
- 委員長(中村勝彦君) 桧野上下水道課長。
- 上下水道課長(桧野 栄君) お答えさせていただきます。

公共料金のうち、本市にございますのは上下水道使用料でございます。空き家状態となった家の滞納とかを防ぐ対策でございますが、前段として水道料金及び公共下水道料金につきましては、2か月に一度、検針員が各戸のメーターで使用料を確認して、その使用料に応じて料金等の

請求をさせていただいております。2か月に一度の検針時に使用料がゼロの状態で、生活感のない利用者のお客様に対し、電話や通知などでお知らせをさせていただきまして、今後の水道、下水道の利用について確認をさせていただいている状況でございます。

また、利用者と連絡がつかないような場合には、事故や事件などに遭遇されているおそれがありますので、ほかの課と連携し、可能な限り検針者に連絡して確認をさせていただいております。

利用者の方が施設に入居されている場合あるいは親族のところに滞在している場合など、上下水道を長期にわたって使用することがないような場合には、そのままにしておきますと管理不足となってしまいまして、凍結や破損による漏水が発生しまして、思わぬ料金がかかることになります。料金の回収がより困難な状況となって、これが滞納の原因となりますので、今後の利用について聞き取りを行った上で、水道使用の利用中止申請書の提出を検討していただいております。

その他の空き家の滞納対策防止としましては、使用者、所有者が変更となる場合の手続方法をご案内するなど、小まめな連絡をすることにより、空き家状態による上下水道料金の滞納が最小限度となるようにしております。

また、市設置型浄化槽も公共料金の中に含まれますが、これにつきましても浄化槽の大きさに応じた定額料金を月決めで頂いておりますが、空き家となった場合への滞納の対応につきましては、上下水道使用料と同等でございます。

以上でございます。

- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) ご丁寧な説明ありがとうございました。

空き家になるということに伴う様々な料金の滞納が発生すると、お互いにとって不幸ですよね。ご本人とか、ご家族も知らないうちに滞納していて、それを後からたくさん請求されて困るとかということもありますし、それから一方、こちらのほうでもそれを回収する手間や、そういうものもたくさん負担が増えると思いますので、やはりそこの空き家状態になるときに食い止めるという、そういうことが大事だというように思いますけれども、今上下水道のことでのほかのことも同じようだと思いますけれども、かなりきめ細かくやっていただいていると思いますけれども、例えば死亡届が出たときにどうするかとか、そういうことも含めて、またより緻密にやっていくだけるようにお願いします。

- 委員長(中村勝彦君) では、続きまして、荻原委員お願いします。

- 委員(荻原哲也君) お願いします。空き家の関係なのですけれども、実は市外の方なのですが、

ちょっと相談を受けまして、民泊ですね、インバウンドの方を対象にした民泊を甲州市内で考へている方なのですけれども、できれば空き家ですね、保全状態がある程度の空き家に対して、そういった形でチャレンジしたいという方がいらっしゃるのですが、例えばそういった民泊のようなことで空き家の保全状況等を含めて環境課のほうに問合せ等々があるかどうかという状況をちょっとお聞きしたいのですが。

- 委員長(中村勝彦君) 土屋環境課長。

- 環境課長(土屋典子君) お答えします。

環境課へのお問合せの中に民泊に関する相談とかお問合せはなかったです。

- 委員長(中村勝彦君) 萩原委員。

- 委員(萩原哲也君) 先ほどまた8月には意向調査等々もされているということだと思います。その中ではきっと空き家の持ち主に対してのもちろん意向だとは思うのですが、例えばその後のマッチングと言うのでしょうかね、借りたい人とのマッチングというようなことについても、もしアンケート内容に例えばそういういた意向があるかどうかということも含めてアンケートの内容をしていただけたといいと思うのですが、その辺もしあれならご検討いただければと思います。

- 委員長(中村勝彦君) 環境課で確認事項等はござりますか。

小林委員。

- 委員(小林真理子君) 先ほどの杣野課長の上下水道の件で、中止したり移転したりする場合の手続があるということで、それはオンラインで申請が可能なのですか。ちょっとやはり中には窓口へ行くのは面倒くさいなというので、ずっと契約したままになっている方も出てくるのではないかと思うのですが、ちょっと若い世代になるとオンラインでできたら簡単だなというところもあると思うので、ちょっとそのあたりを伺いたいです。

- 委員長(中村勝彦君) 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長(杣野 栄君) お答えいたします。

オンラインで閉開栓の手續ができれば非常に便利だと思いますが、何分初期費用等がかかりますので、今検討をしているところでございます。

また、水道は使っている使用者の方と、その権利、給水管などを持っている持ち主、所有者が別な場合もございますので、一度一度確認しなければならないことがありますので、現在はホームページにありますPDFのものに書き込んで、ファックスで送っていただくだけでも先行して手続を進められるようにしておりますので、今後とも時代ですので、できるだけオンラインに向けて準備をしていきたいと思っております。

- 委員長(中村勝彦君) 小林委員。
- 委員(小林真理子君) 分かりました。ホームページのPDFをダウンロードしてファックス、すごくいい取組だと思うのですが、ぜひファックスがない家も増えてきているので、メールというのもいいかなと思うので、また検討していただければと思います。
- 委員長(中村勝彦君) では、ここで環境課に関するその他の件は終わりますので、退出していただいて結構です。
では、続きまして、介護支援課に対しまして、荻原委員、お願ひいたします。
- 委員(荻原哲也君) よろしくお願ひします。私のほうからなのですけれども、この厚生経済常任委員会の中で、今日も請願がありましたけれども、訪問介護の介護報酬が下がったということの中で、かなり現場としては大変だというような状況の中で、うちのほうでは、中村委員、それから佐藤委員、私ということで、介護についてのチームを組みまして、介護事業者の方であるとか、あとは介護の現場にいらっしゃる方のお話を聞くという機会を設けております。先般、6月15日なのですけれども、神金地区の方なのですが、その方もやはり甲州市神金に在住しながら介護のほうに携わっている方ということで、実際のその介護現場の様子、大変な部分もありますし、実際介護をする中で、利用されている方のよかったですという、これだけ介護していただいて、いろんな部分で生活の質が上がったというような状況の報告がありました。そういう実際の介護者、それから介護を受ける方という方の実際のお話と言うのでしょうか、そういうものが聞けるようなことをできれば一般の市民の方にも共有してもらえばいいのかなと。実際にその介護現場の大変さであったりとか、介護の必要性であったりとか、あるいはそういうものをあらかじめ共有するようなことができればいいとは思うのですが、実際今の段階での実施状況、そういう形の機会を設けているかどうかということをお聞きしたいと思います。
- 委員長(中村勝彦君) 古屋介護支援課長。
- 介護支援課長(古屋勇司君) 荻原委員の質問にお答えいたします。
本市では、第9期の介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査を実施しており、その結果から課題を整理し、取組を進めております。介護現場が考える課題といたしましては、大きく2項目に分類されております。
1点目、サービス運営に関しては、専門職の確保が難しいと人材育成が難しいを挙げています。
2点目、業務効率化に関しては、ICT機器を利用した情報共有の効率化ができていないと記録やモニタリングなどの紙媒体の書類作成が多いを挙げています。
これらに対しましては、県が設置する介護福祉総合支援センターで行われている人材確保定着

事業、テクノロジー支援等が介護現場の負担軽減につながるものでありますので、活用の周知に努めております。

次に、介護者が考える課題といたしましては、認知症への対応と夜間の排せつへの不安が上位となっております。要介護者の身体状況が不安材料となっております。

これらに対しましては、要介護者の適切な介護サービス給付が行えるよう、ケアマネジャーがケアプランを作成しております。市としては、質の向上を図るため、ケアプランの点検を行っております。

次に、被介護者、要介護者ですが、考える課題としましては、現在、在宅で各種の支援や介護サービスを既に受けている方々への問い合わせとして、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援やサービスについてを伺ったところ、回答としては、夫婦のみの世帯では移送サービス、通院や買物の支援、掃除、調理、ごみ出しなどありました。

これらに対しましては、訪問介護、通所介護などのサービスを組み合わせるなどし、要介護者の不安の軽減を図っていく必要があります。要支援認定者については、有償ボランティアであるおたすけサポートによる生活支援なども推進しているところであります。また、ひとり暮らしの方は見守り、声かけがトップであり、気持ちの面での不安が大きいことがうかがえます。

生活支援体制整備事業においては、社会福祉協議会と連携し、地域での見守り活動の推進などに取り組んでいます。市民と共有するための取組としましては、令和4年度に実施したアンケート結果について、市広報に周知しているとともに、市ホームページでも掲示しております。また、市広報紙にて「高齢者の助っ人」と題し、介護に関する情報を分かりやすく伝えるコーナーを設け、現在も継続し掲載しております。

- 委員長(中村勝彦君) 萩原議員。
- 委員(萩原哲也君) ありがとうございます。

やはりいろんなアンケートを取ってみても、やはり先日お話を聞いた中身とほぼもう一致するような状況だと思います。やはりどうしても現場では危機感を持っているのですが、実際市民と言うのでしょうかね、まだ本当に体が元気でという段階だと、なかなかそこまでの思いが至らないと思いますし、実際介護というのはいつ何どき自分がその境遇になるかというの分からぬといふ状況もありますので、やはり市民にあらかじめその現場の様子とかも含めてお伝えするという機会をできるだけ積極的に設けていただければなというふうに思います。

続けてよろしいでしょうか。

- 委員長(中村勝彦君) はい。

○ 委員(荻原哲也君) 次なのですけれども、ここ最近、僕も今お話をしましたけれども、いつ何どきそういう被介護、自分が介護を受けるという部分になってもおかしくないというような状況の中で、地域で安心して暮らせる社会というものを、できれば日頃その担い手であります介護者、それから、そういうものを伝えるようなイベント、例えば認知症であればオレンジカフェというような形で実施をされているとは思うのですけれども、そういうものをもう少し枠というか、介護というカテゴリーを広げていただく中で伝えていけるようなイベントであるとか、あと、過日、3月8日に社協主催のフォーラムがあったと思うのですが、ああいった機会のときに介護者、それから被介護者という方に登壇いただくような形があって、そういう現状をお話いただくことができれば、また伝え方も違うのかなというふうに思いますし、実際先日の6月15日に出席していただいた方のほうでも、現状例えばゲートボールの会場に伺って、介護というのはこういう状況なのだよという、逆にそういうところに自分がもし介護を受ける側になった場合については、かわいいおじいちゃん、かわいいおばあちゃんではないですけれども、そういう形で受け入れてもらったほうがいいのだよみたいな形のお話というかを軽い井戸端会議的な形でお話もしているというような取組も、個人ですけれども、介護者の方が行っているというような状況もありますので、そういうことが市レベルで取り組めるような形ができるといいと思いますので、ぜひまたご検討のほうをお願いしたいと思います。

提案を含めて以上です。

○ 委員長(中村勝彦君) 介護支援課に関しましてその他発言はございますか。

佐藤委員。

○ 委員(佐藤浩美君) 今、介護保険もなかなかいろいろ、今日も先ほども請願もありましたけれども、なかなかたくさんいろんな課題を持っていると思いますし、特に甲州市は本当に迫り来る介護の問題があると思うのですけれども、そういう中で、特に例えば在宅で訪問介護を受けるとか、そういうふうなことを、まだそこに至る前の段階で、一体そういう介護されるということはどうことなのか、体が動かなくなるということはどういうことなのかとか、そういうことを実際の介護現場の介護士、介護職の方々が介護されるってこういうことなのだとよとか、家族はこうなのだとよという、家族の気持ちはこうだし、本人は自分がこういうふうにしたいと思っていてもなかなかできないとか、そういう思いを抱えているのだよ。でも、介護職の人たちはこういうふうにその人を援助していっているのですよというような、そういう介護状態の予習と言うのでしょうか、そういうことがふだんのいろいろな集まりとか、そういうところで話されるような機会があるといいのではないかなというふうに、この間思ったわけですけれども、そういう私が言っていることが分か

るでしょうか。まだ自分が介護される前の元気な状態で介護ということがどういうことかということをイメージするような場、そういうものを出前授業なのか、あるいは市民が集まる場所に積極的に出向いていって、介護職の方に話ををしていただくとか、そういう場面をたくさんつくっていくという必要があるのではないかというふうに思うわけですけれども、ちょっと具体的なこというふうに言えないのですけれども、そんな考え方についてはいかがでしょうか。

- 委員長(中村勝彦君) 古屋介護支援課長。
- 介護支援課長(古屋勇司君) お答えいたします。

佐藤委員の言われたとおりに、今現在健康な方であっても、将来的にはどんなふうに介護が必要になるかということを知っていただくというのは非常によい機会だと思っております。それにつきましては、在宅で今介護を受けるということを知っていただくためのDVDを作成して、市役所の今1階のロビーでも流させていただいておりますので、そのようなDVDを通じて周知を広めていきたいと思っております。

以上です。

- 委員長(中村勝彦君) いいですね。

佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) ではDVDを見させていただきたいと思います。やはり自分が介護をされる側になるって普通は全然想像していないので、あるとき病気になったり、事故に遭ったり、何か急にその後一体どういう人生が待っているかということをイメージする。そして一方では、介護者、介護職員の方がどのようなことが大変だとか、そういうことが分かるようなDVDになっているということなのかもしれませんけれども、そんな機会を捉えて、DVDをみんなに見てもらうとか、そういうことを周知啓蒙していくっていただく機会をつくるといいと思います。

- 委員長(中村勝彦君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長(中村勝彦君) では、ここで介護支援課に対する発言のほうを終了させていただきます。続きまして、子育て支援課に対するその他の通告がございます。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) お願いします。こども計画というのを策定中ではないかというふうに思うのですけれども、これがどのようなところまでいっているのか、そして、いつ頃をめどに策定していくのか。そして、もし委員会ですかね、審議会等をつくられているのであれば、その審議会の委員

さんのメンバー、どんなふうな構成かということも含めてお話しいただければと思います。

- 委員長(中村勝彦君) 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長(矢口成彦君) 佐藤委員のご質問にお答えいたします。

まず、現在、状況の把握と意見収集の段階で、6月上旬に庁内検討会や子ども・子育て会議でアンケート内容を検討し、7月には小中学生約400名にICT端末で、また高校生から29歳までの若者1,000名にウェブまたは郵送でアンケートを実施します。

続いて、夏休みには小学生ワークショップ、そして実施時期は調整中ですが、中高生に対してもワークショップのほうを予定しており、子どもたちの意見を直接聞く機会を設けます。また、8月には子育て支援事業所ヘビアリングも実施し、幅広い視点から意見の収集をします。これらの意見やアンケート結果は、9月に庁内検討会で分析整理され、10月には計画の骨子案、基本理念、目標などを検討します。令和8年1月にはパブリックコメントを実施し、3月までに最終案を決定し、計画の策定、公表をいたします。

なお、この計画につきましては、子ども・子育て会議のほうに意見と、集約と、また機会を設けておりまして、4回開催の予定であります。

委員につきましては、まず学識経験者としまして、社会教育委員と、あと学識経験者、そしてあと保育所連合会の会長さん、そして甲州市医師会の代表の方、そして男女共同参画推進委員会の委員さん、あと子育て支援関係者等の皆様方で約13名の委員様で構成されている委員会のほうで内容の確認をしていただくというような内容になっております。

- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。
- 委員(佐藤浩美君) 丁寧なご説明ありがとうございました。

アンケート、そして小中学生、そして若者に対するワークショップをやるということを聞いて、大変意欲的に取り組んでいただかだなということが分かりましたけれども、まず、それについてちょっと質問したいのですけれども、そのワークショップの子どもたちというのはどのような形で募集をするのか伺えますか。

- 委員長(中村勝彦君) 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長(矢口成彦君) お答えのほうさせていただきます。

まず、小学生につきましては、夏休み中に私どものほうで各児童クラブに出向きまして、その中で子どもたちの意見、テーマを掲げて意見をもらうというようなことで予定をしております。あと、中高生の方におきましては、約20名程度を各学校に選定のほうを依頼をして、9月下旬ぐらいに、市のほうに出向いていただいて、またそのテーマを掲げる中で、中高生の皆様方からの意見

を集約するというような予定でいます。

○ 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

○ 委員(佐藤浩美君) ありがとうございます。ぜひ実のあるものになっていただきたいと思います。それから、子ども・子育て会議のところなのですけれども、保護者と言うのでしょうか、子育て中の方々、そういう方がどなたか代表ですかね。代表と言っても難しいかもしれませんけれども、そういう保護者の代表みたいなものはその会議には入りますか。

○ 委員長(中村勝彦君) 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長(矢口成彦君) お答えのほうをさせていただきます。

1名ですが、小中学校PTA連絡協議会の会長さんのほうが小学校の会長さんがこの委員に選定されていますので、その方をちょっと代表ということで考えております。

○ 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

○ 委員(佐藤浩美君) 分かりました。ありがとうございます。

子ども・子育て会議は教育委員会の先生もということですので、このこども計画というのは子育て支援課だけではなくて、教育委員会と、そして福祉の子育て支援というところで一緒に考えていくということでお願いしたいと思いますし、保護者の意見も反映できるようにお願いしたいと思います。本当は保護者自身がもう少し自分たちでも、考えをまとめるみたいなところがあるといいというふうに思いますけれども、そういう仕組みにはなっていないですね。保護者が自分たち自身で考えて意見を反映させていくというふうな場面にはならないということですか。

○ 委員長(中村勝彦君) 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長(矢口成彦君) お答えのほうをさせていただきます。

今回のこのこども計画におきましては、上位計画に当たるということで、国でも子どもたちの意見を反映させるという趣旨でしたので、特に私ども保護者には、昨年度策定しました子ども支援計画におきましては、保護者からの意見も頂戴したところなのですが、こども計画におきましては子どもの意見をということで考えておりますので、ちょっと保護者の意見に取り組めるような状況の内容にはなっておりませんので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

○ 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

○ 委員(佐藤浩美君) ありがとうございます。

ぜひ中身の充実した子ども真ん中の社会のために計画ができるなどを願っています。

続けていいですか。

○ 委員長(中村勝彦君) はい。

○ 委員(佐藤浩美君) 放課後児童クラブについて、私、一般質問もしたのですけれども、児童クラブの支援員さんの質向上というか、待遇改善はもちろんなのですけれども、現状ではなかなか厳しい中にあって、こども家庭庁の方向性の中で、放課後児童クラブの巡回アドバイザーを市町村ごとに設置することが求められているというふうに思うのですけれども、こういうことについてはそのような予定のようなもののはありますか。

○ 委員長(中村勝彦君) 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長(矢口成彦君) お答えさせていただきます。

放課後児童クラブでは、配慮が必要な児童が増え、育成支援や安全管理に関する助言が求められていると認識はしております。今現在、市では児童センターの館長2名が月に四、五日程度教員経験を生かして巡回指導や情報提供を行っております。また、必要に応じて、保健師や社会福祉士が訪問し、健康、心理面、福祉的な課題への助言、サポートを行っています。小学校とも連携をし、配慮が必要な児童の早期発見と迅速な支援に努めています。このような多様な専門職による支援体制を現在構築しておりますので、各クラブのサポートには現在対応できていると考えておりますので、今、委員のほうからご提案がありましたアドバイザーについては、現在のところ導入のほうは考えておりません。

○ 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

○ 委員(佐藤浩美君) 現在のところ考えていないということのようですが、やはり専門性を持った方が、館長さん2名が巡回していらっしゃる。教員経験を持っていらっしゃるということですけれども、中学校の子どもさんを見ていらした方々なのかなというふうに思っていますけれども、小学校1年生からの子どもたちの気持ち、それから、支援員さんたちの気持ちに寄り添って、的確なアドバイスができる人がやはり必要だと思いますので、今はちょっと考えていないかもしれませんけれども、国も多分2分の1の支援をしてくれると思うのですけれども、ぜひ忘れないで、頭のここに置いておいて、できたらそういう可能性を探っていただきたいと思います。

以上です。

○ 委員長(中村勝彦君) この件に関しましてほかに発言ございますか。

(発言する者なし)

○ 委員長(中村勝彦君) なければ、子育て支援課はここで退席いたします。

続きまして建設課に関しまして、佐藤委員、お願ひいたします。

○ 委員(佐藤浩美君) 私ばかりすみません。

二つ一緒に伺います。前に環境センターの跡地公園、相沢議員の一般質問にも関わる内容かも

されませんけれども、私たちがドッグランのことについても前、伺いました。

それから、中高生に対する中高生エリアのようなものを考えてほしいということもお願いをしていたのですけれども、その検討はその後なされたかどうか伺いたいと思います。

- 委員長(中村勝彦君) 一緒にお願ひします。

野田建設課長。

- 建設課長(野田一寿君) お答えいたします。

まず具体的な内容につきましては、現在、入札案件として発注の手続中であります。実施分として確定しておりますので、ご説明いたします。ドッグランの全体面積は737平方メートル、先日、一般質問でお答えしたとおり、小型犬、大型犬を分けますが、まず小型犬が217平方メートル、それから中・大型犬が520平方メートルのエリア、二つに分けております。また、その双方につきましては出入り口について1か所で、双方への二重扉の設置のほか、フェンスの高さはネットフェンスを設置しまして1.5メートル、それから芝生、水飲み場、それから木陰、ベンチ、以上を設置する予定であります。

また、あわせまして、中高生エリアの検討ということですが、前回の議会でもお話しして検討しますというお話でしたが、その検討の結果、本来この公園自体を軽スポーツを楽しみたい幅広い年代層の市民、利用者の健康増進を目的としているため、公園の中に特定した年代で設置はまず行わないことといたしました。これにつきましては、中高生エリアを設置するなら、高齢者や低学年とした別の年代層のエリアの設置はしなくていいのかという話にも発展をしてしまいました。それぞれのエリアの検討を行うということは対応不可能という結果となりました。

また、委員提案のスポーツ施設とも併せてものというところのエリアのほうも検討はさせていただきましたが、ほかのものを削ってそこへのスポーツ施設設計額、これも併せて検討しましたが、予算のいだいております金額の内容で変更はもう不可能ということで、検討結果は以上でございます。

- 委員長(中村勝彦君) よろしいですか。

小林委員。

- 委員(小林真理子君) あのときに私も中高生エリアというので話をさせていただいて、Wi-Fiまではと言いましたが、Wi-Fiというのも少し検討もあつたりもするのですか。

- 委員長(中村勝彦君) 野田建設課長。

- 建設課長(野田一寿君) お答えいたします。

Wi-Fiの検討をしたのですが、やはりそれなりの機器設定ということになりますので、そういう

たものは利用頻度を見ながら、今後の完成後の動向を注視しながら検討していきたいと思います。

- 委員長(中村勝彦君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

- 委員長(中村勝彦君) なければ、建設課はここで退席いたします。

では、続きまして、観光商工課に対しまして、佐藤委員より通告があります。

佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) お願いします。大菩薩の湯の利用料についてですけれども、長期にあの辺りで、大久保平の辺りで県外からいらして滞在している方とか、あるいは県外から果樹の農作業のお手伝いに一定期間来ている方がいて、その方々がその利用料について、市民と同じようにかなりの期間いるので、割引してほしいという声があるわけなのですけれども、特定の人では、区別ができないのではないかというふうに思う声もあると思いますけれども、考え方によってはリピーターとか交流人口を増やすという意味で何か大菩薩の湯だけじゃなくて、ほかの温泉施設も含めて利用料を割引するようなその準市民手形のような、そういうものを発行して、そういう方を増やしていくということを考えたらいかがかなというふうに思いましたけれども、いかがでしょうか。

- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。

- 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

大菩薩の湯の入浴料のお話でしたので、午前中、先ほどお話をいただいた件の料金体系のお話の延長のような話になるのかなというふうに感じるところでもございますが、そのような取組によりまして、大菩薩の湯の入館者数も増えるとか、また今、委員おっしゃられたのは主に県外の方だと思いますので、そういった方にも宣伝になるとか、そういうことの見込み等があるようでしたら、また検討していくこともありますかとおもいますが、今までではそういったような検討をしたことはございませんでした。

先ほど委員も若干少し触れられましたけれども、やはり長期滞在であるとか、その間、果樹の手伝いをしていたとか、また、その一定期間というものの線引き、ルールづくり等もなかなか簡単にはないと思いますので、その辺の公平性、公正性を考えますと、なかなか単に大菩薩の湯、もしくはもっと広く考えますとやまと天目山温泉の湯の入浴料を市民料金、もしくは準市民料金的なものを設置するのは今の段階では少し難しいかなというふうに考えております。

- 委員長(中村勝彦君) 佐藤委員。

○ 委員(佐藤浩美君) 難しいですよね。そういうことも分かりますが、午前中のお話の中で、市内だけではなく市外の方などはかなり利用料が高くなりましたので、やはりそういうことも含めて、全体的に交流人口とか、そういうものを増やすという考え方でまた研究をしていただいて、私も市民とか、そういう方々にも意見も聞いたりして、いろいろそういう関係人口と交流人口が増え るような何かの取組が発展的にできればいいかなというふうに思います。

以上です。

○ 委員長(中村勝彦君) 今、林課長の中でそういったことの検討はしていないと言っていたのですけれども、以前、たしか高野議員の二地域居住のことに関して、そのときには今後研究していく ますというような発言があったかと思うのですけれども、そういった検討は引き継いでおりませ んか。

林観光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

具体的には引継ぎは受けておりません。

○ 委員長(中村勝彦君) この件に関しても一般質問での答弁ではありますので、しっかりと過去 の経過も調べておいていただけたらと思います。研究しますということでしていますので、検討し ていませんとなるとちょっと違うかなと思いましたので、しっかりまた調べてください。
この件に関しましてほかにございますか。

今、佐藤議員の通告に関連するところがありましたらですが、なければ、続きまして、観光パンフ レットにつきまして、小林委員、お願ひいたします。

○ 委員(小林真理子君) これをちょっと委員長にお願いしたところ、こちらを頂いたのですが、こ れ、制作が株式会社JR東日本企画になっているのですが、これが令和6年度の当初予算で 627万円という予算額で作成したもので合っていますか。

○ 委員長(中村勝彦君) 林観光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えをさせていただきます。

今お示しの観光パンフレットでございますけれども、委員からご指摘ありましたとおり、株式会社 JR東日本企画が受けて、627万円で作成した観光パンフレットでございます。

○ 委員長(中村勝彦君) 小林委員。

○ 委員(小林真理子君) いつ頃完成して、現在どういうふうに使われているのか、どこに置いてあ るのかとか、ちょっと現状を伺いたいです。ちょっといろいろ市のホームページなんかも検索した ところ、デジタルパンフレットとしては掲載がなかったのですけれども、デジタルパンフレットとして

掲載はされているのかどうかとかお願いします。

- 委員長(中村勝彦君) 林觀光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えをいたします。

そちらの観光パンフレット作成につきましてですけれども、まずは作成からですけれども、昨年度の、まず作成につきましては公募型のプロポーザル方式によって作成をしてございます。昨年の7月に募集の公告をかけまして、8月に提出を求めて、参加資格について3社から申込みがありましたので、参加資格結果を通知してございます。その8月中旬にプレゼンテーション及び審査を行いまして、9月に審査結果によりJR東日本企画に決定した経緯がございます。そこから作成にかかりまして、作成は翌年、本年の2月中旬までとなっておりますので、そのときに仕上がってございます。冊数は5万部でございます。市内観光案内所ですか各所に、市の関連施設ですね、案内所を含めまして置いてございます。また、県民センター等にも置いてもらうよう依頼はしてございまして、さらには県外の交流都市なんかにも置いていただいてございます。また、中央道等を使われる方も多いですので、談合坂のサービスエリアにも置いてございます。また、この仕様の中でデジタルのものも納品してございますので、観光協会のホームページのほうで確認できるというところでございます。

- 委員長(中村勝彦君) 小林委員。
- 委員(小林真理子君) 分かりました。観光協会のホームページから入ってみたところ、ちょっと分からぬので、ちょっと委員長、休憩いただいて教えていただきたいです。
- 委員長(中村勝彦君) 休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時12分

- 委員長(中村勝彦君) 再開いたします。
- 小林委員。
- 委員(小林真理子君) 先ほど教えていただきましてありがとうございます。
せっかくつくったものなので、先ほど説明があった関係各所とか交流都市とかはもちろんあちこちに置いていただいて、いろんな方の目につくように手に取っていただけるようになるといいかなと思います。
- あと内容についてはまた決算委員会でしたいと思います。ありがとうございます。

○ 委員長(中村勝彦君) この件に関してご発言ございますか。

(発言する者なし)

○ 委員長(中村勝彦君) なければ、以上となります。

他の件に関して、皆様からご発言ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○ 委員長(中村勝彦君) なければ、その他の件について発言を打ち切ります。

これで一旦閉じてから、先ほどの所管事務調査のほうに入りたいと思います。

以上で厚生経済常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

○ 副委員長(矢崎友規君) お疲れさまです。

当局におかれましても、答弁のほうありがとうございました。

以上をもちまして、厚生経済常任委員会を閉会といたします。

[散会 午後 2時13分]